平成２７年（フ）第５０５号
大阪府高槻市南平台３丁目23―28、住民票上の住所大阪府茨木市島４丁目８番25号
債務者　ナコンガン智恵子（旧姓柿本）
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　手島　将志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月21日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５５４号
三重県伊賀市ゆめが丘３丁目４番地の17、前住所三重県伊賀市平野東町89番地の２
債務者　伏屋　敦司
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎　道雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５７８号
奈良県生駒市小明町1861番地60
債務者　平川　順一
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　亮平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月18日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０号
大阪府大阪狭山市西山台６丁目３番11―406号
債務者　金光　博明
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月25日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６８号
大阪府柏原市円明町３番47号
債務者　鳥谷　大典
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月25日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２２１号
北海道江別市大麻南樹町３番地　Ｂ８―305
債務者　長場　淳子
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　深村　真人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月22日午後４時
5　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６０号
静岡県藤枝市田沼１丁目25番20号、旧住所山梨県北杜市高根町清里3545番地6694
債務者　増田　明彦
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　葦名　ゆき
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６０９号
大阪府豊中市刀根山６丁目11番17号
債務者　橋阪　英雄
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤川　謙
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月１日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３号
名古屋市千種区春岡１丁目13番３号　シャリエ春岡１丁目501号
債務者　大久保　賢
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　美有
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月２日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３５号
福井市上森田２丁目112番地
債務者　髙間　京藏
1　決定年月日時　平成27年２月27日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　宏和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月２日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１１８７号
名古屋市天白区井口１丁目1901番地　グレースサワ401号
債務者　井上　栄治
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　裕允
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月３日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２８号
堺市南区三原台３丁１番１―309号
債務者　谷本　　進
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝渕　雅男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月４日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０６号
北海道江別市文京台東町11番地の18　こりんごハイツＣ306号室
債務者　本間　憲一
1　決定年月日時　平成27年２月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　直之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２７号
福岡県久留米市野中町633番地１　リブレアエムアールⅡ101号
債務者　片山　佳明
1　決定年月日時　平成27年２月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第３１号
北九州市八幡西区藤原２丁目11番13号　デルフィー藤原102号
債務者　安部　悦生
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５４号
北九州市小倉南区富士見１丁目６番９号ヴィラージュ富士見Ｂ―101
債務者　住野　義子
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３５９号
大分市大字古国府126番地の１　レオパレスエリアピースはやし214
債務者　森　潤一朗
1　決定年月日時　平成27年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係